

# 労働保険の基礎知識

## 労働保険とは？

労災保険と雇用保険の総称です。

- ☆ **労災保険**（労働者災害補償保険）は労働者が業務上の事由又は通勤中に負傷したり病気になったり、亡くなられた場合に、労働者や遺族の方を保護するために必要な保険給付です。
- ☆ **雇用保険**とは労働者が失業したとき、雇用の継続が困難になったときに生活、雇用の安定を図り再就職を促進するための保険給付です。

## 労働保険の適用事業

### 適用事業と暫定任意適用事業

#### 適用事業とは

一人でも労働者を雇用して、事業が行われている限り、当然に労災保険・雇用保険の保険関係が成立する事業をいいます。

#### 暫定任意適用事業とは

農林水産の事業のうち、常時使用労働者数が5人未満の個人経営の事業のことをいいます。なお、労災保険では、農業に限り事業主が特別加入をする場合には、常時使用労働者数が5人未満であっても適用事業となります。

## 労働保険適用事業には、一元適用事業と二元適用事業があります。

一元適用事業とは...

労災保険と雇用保険を一つの労働保険の保険関係として取り扱い、保険料の申告・納付等を両保険一本で行うもので、次の二元適用事業以外の事業をいいます。

二元適用事業とは...

労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別個に取り扱い、保険料の申告・納付をそれぞれ別々に行う、次の事業が該当します。

- ① 都道府県及び市区町村が行う事業
- ② ①に準ずるものの事業
- ③ 港湾労働法の適用される港湾の運送事業
- ④ 農林・水産の事業
- ⑤ 建設の事業

## 労働保険の対象となる労働者について

### 労災保険対象者について

- 労働時間・期間・年齢・賃金の多い、少ないに関係なく**事業に使用され賃金を支払われる労働者のすべて**が対象となります。

ただし、法人の取締役・監査役、理事等に就任している方は原則として加入できません。

また、個人事業・法人事業ともに代表者の同居の親族についても原則として加入できません。

※ 上記は、代表的な事例を挙げております。労災保険の対象となるかどうかについては、労働基準監督署でご確認ください。

### 雇用保険加入対象被保険者について

- 週の所定労働時間が**20時間以上**で**31日以上**の雇用の見込みがある労働者  
(加入時 65 歳未満の者)

ただし、法人の取締役・監査役、理事等に就任している方は原則として雇用保険には加入できません。また、個人事業・法人事業ともに代表者の同居の親族についても原則として雇用保険加入できません。

※ 上記は、代表的な事例を挙げております。雇用保険被保険者として加入できるかどうかについては、公共職業安定所でご確認ください。

※ 参考: 事業主が届け出る雇用保険の手続き

<http://www.okirodo.go.jp/roudou/koyouhoken/system/entrepreneur/index.html>

## 労働保険料の計算方法

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて得た額です。そのうち、**労災保険料分は全額事業主負担**、**雇用保険料分は事業主と労働者双方で負担**することになっています

労災料率表(平成21年4月1日改訂)

[http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/dajjin/hoken/980916\\_4.htm](http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/dajjin/hoken/980916_4.htm)

雇用保険料率

雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担の内訳は次のとおりです。

平成23年度 雇用保険料率表

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

※平成23年度雇用保険料率については、平成22年度から変更ありません

### ※端数処理について

被保険者負担額に1円未満の端数が生じた場合、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(昭和62年法律第42号)により端数処理を行なうこととなりますが、被保険者の負担方法によって端数処理の方法が異なります。

- ①源泉控除する場合～50銭以下の場合には切り捨て、50銭1厘以上の場合には切り上げ。
- ②被保険者が現金で支払う場合～50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げ。

ただし、これらの端数処理の取扱いは、労使の間で慣習的な取扱い等の特約がある場合にはこの限りではなく、例えば、従来切り捨てで行われていた場合、引き続き同様の取扱いを行ったとしても差し支えありません

## 労働保険料の負担割合

1年間に労働者に支払う**賃金が300万円**(毎月20万円×12ヶ月+賞与(夏季・冬季)60万円)の販売業を営んでいる場合。

労災保険率は**4/1000**、

雇用保険率は**15.5/1000** (うち被保険者負担分は6/1,000)

**(労働保険料) = (賃金総額) × (労災保険率+雇用保険率)**

- 労働保険料は $3,000 \text{ 千円} \times (4 + 15.5) / 1000 = 58,500 \text{ 円}$
- この場合の事業主負担分は、雇用保険の被保険者負担分を除いた額となります。  
この場合の被保険者負担分は、

賃金種別	賃金額	※被保険者負担分(6/1,000)	回数	被保険者負担額
月分賃金	200,000 円	月額 1,200 円	12 回	14,400 円
賞与(夏季)	300,000 円	1,800 円	1 回	1,800 円
賞与(冬季)	300,000 円	1,800 円	1 回	1,800 円
本人負担分計				18,000 円

したがって、事業主負担分の労働保険料は、  
 $58,500 \text{ 円} - 18,000 \text{ 円} = 40,500 \text{ 円}$ となります。

## 労働保険料の申告・納付「年度更新」

### 「年度更新」とは、

労働保険料は、当該年度に概算で申告・納付し、翌年度の6/1～7/10に確定申告の上、精算することになっており、前年度の概算保険料の確定精算と当該年度の概算保険料の申告・納付を併せて行うことになっています。これを「年度更新」といいます。

「年度更新」では、賃金総額の見込額で算定した概算保険料に対する確定申告(精算)と、新年度の概算保険料の申告を併せて行っていただきます。

**平成23年度の年度更新期間は、6月1日から7月11日になっています。**

#### ※年度更新期間のお知らせ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/index.html>

**※労働保険料の算定基礎賃金の算定期間は、4月1日より翌年の3月31日です。**

労働局から送付する「概算・確定保険料申告書」と「納付書」に必要事項を記入し、保険料を添えて、日本銀行(本店・支店・代理店・又は歳入代理店)、郵便局、または所轄の都道府県労働局、労働基準監督署に申告・納付していただくことになります。

## 労働保険料の延納(分割納付)

概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合、または労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、3回に延納することができます。

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期間	4. 1～7. 31	8. 1～11. 30	12. 1～3. 31	成立した日 ～11. 30	12. 1～3. 31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日	成立した日 から50日	翌年1月31日

○有期事業については、事業の全期間が6ヶ月を超え、概算保険料の額が75万円以上のものは概ね上記に準じた方法で「分割納付」が認められます。

## 労災保険の特別加入制度

労災保険は、もともと労働基準法の適用労働者の業務災害又は通勤災害に対する保護を目的にした制度でありますから、労働者でない方(事業主、自営業者等)の業務中の災害又は通勤災害については、本来的には保護の対象にしないという建前であります。

しかしながら、これら労働者でないものの中には、一部ではありますが、業務の実態や災害の発生状況などから見て、労働者と同じように労災保険によって保護するにふさわしい方たちが存在することも否定できません。

また、労災保険の適用範囲は、属地主義により、日本国内に限られており、国内の事業場から国外の事業場に派遣され当該事業に従事する方は、たとえ労働者であっても、わが国の労災保険の保護が及ばないことになっています。

労災保険では、こうした本来労災保険の適用がない方のうちの一部について、労災保険による保護を図ることができる制度を設けています。

この制度を「特別加入制度」といいます。

特別加入制度は、強制的に加入するものではなく、任意に加入する制度です。労災保険の加入を希望する特別加入者は、都道府県労働局長の承認を得る必要があります。

### ■ 特別加入制度の種類

特別加入制度の対象となる方は、下記の4種類となります。

#### (1) 中小事業主の特別加入

中小事業主とは、労働者を常時使用する事業主及び、労働者以外で当該事業に従事する方(業務執行権を有する役員、家族従事者など)をいいます。

#### (2) 一人親方の特別加入

一人親方とは、労働者を使用しないで事業を行うことを状態とする方、その他の自営業者及びその事業に従事する方をいいます。

### (3) 特定作業従事者の特別加入

特定作業従事者とは、「特定農作業従事者」「指定農業機械作業従事者」「国又は地方公共団体が実施する訓練従事者」「家内労働者及びその補助者」「労働組合等の常勤役員」「介護作業従事者」の6種類の作業に従事する方のことをいいます。

### (4) 海外派遣者の特別加入

海外派遣者とは、日本国内で行われる事業(建設の事業などは除きます)から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者のことをいいます。

## 労働保険事務組合制度

### 労働保険事務組合とは

厚生労働大臣から労働保険の事務処理を行うことを認可された「中小事業主等の団体」です。

労働保険事務組合として認可を受けている団体には、主に事業協同組合、商工会議所、商工会などがあります。事務処理を委託すると次のような利点があります。

○労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。

○労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

○労災保険に加入することができない事業主や家族従業者なども中小事業主等の[特別加入制度](#)により、労災保険に加入することができます。

### 委託できる事業主は

常時使用する労働者が、金融・保険・不動産・小売・飲食業にあっては50人、卸売・サービス業(清掃業・火葬業・と畜業・自動車修理業及び機械修理業は除く)にあっては100人、その他の事業にあっては300人以下の事業主となっています。

### 労働保険事務組合に事務委託するには

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託する場合は、まず、「労働保険事務委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

委託する際には、団体への入会金・委託手数料が必要となりますので必ずご確認ください。

なお、委託できる事業主の範囲等については最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)へお問い合わせください。

## 労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きが自宅や事業場のパソコンからできます

厚生労働省では、電子政府実現の一環として、現在、書面により行われている申請・届出などの手続きをインターネットにより行うことができるようシステムの構築を行いました。

これからは、労働保険適用徴収関係手続きについて、都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所に出向くことなく、このシステムの案内に沿って自宅や事業場のパソコンを利用して手続きを行うことができます。

□ 電子申請を行える労働保険適用徴収関係手続き、電子申請・電子納付を利用するための準備、処理手順等につきましては、次のホームページをご利用ください。

- 労働保険適用徴収・電子申請お知らせページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html>

### お問い合わせは

沖縄労働局労働保険徴収室(098-868-4038)

または、最寄りの労働基準監督・公共職業安定所にお問い合わせください。

#### 労働基準監督署名 / 電話番号

那覇労働基準監督署	098-868-3344
沖縄労働基準監督署	098-982-1263
名護労働基準監督署	0980-52-2691
宮古労働基準監督署	0980-72-2303
八重山労働基準監督署	0980-82-2344

#### 公共職業安定所名 / 電話番号

那覇公共職業安定所	098-866-8609
沖縄公共職業安定所	098-939-3200
名護公共職業安定所	0980-52-2810
宮古公共職業安定所	0980-72-3329
八重山公共職業安定所	0980-82-2327